資料１

# 白岡市自治基本条例に規定する自治（行政）のあり方の検証結果について（案）

令和元年７月５日

白岡市参画と協働のまちづくり審議会

## 1　検証ついての考え方（共通事項）

### ⑴　検証の目的

白岡市自治基本条例では、時代や社会情勢に適合した内容となっているかを定期的に検証するため、第２０条で４年を超えない期間ごとに自治のあり方を検証するとされています。

また、同条において「市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。」とされていることから、「白岡市参画と協働のまちづくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、審議・検証を行うものです。

～自治基本条例　抜粋～

**第１０章　検証等**

**（検証）**

第２０条　市長は、この条例の施行後４年を超えない期間ごとに、この条例で規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。

**【取組の方向性】**

市民参画や協働の取組状況など、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているか、また、自治基本条例自体が時代や社会情勢の変化に則したものとなっているか定期的に検証を行ないます。

**【制度等の整備・改善に関して取り組む事項】**

**○　自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針策定及び適切な進捗管理（担当課：地域振興課）**

自治基本条例の理念がまちづくりに反映されているかを把握するには、なすべきことと、その進捗度を明らかにする必要があります。このため、自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針を策定し、適切に進捗管理することにより、本市の「自治のあり方」が、どの地点にあるのかを明らかにします。

### ⑵　検証の視点

①　市民主体の自治が推進されているか

②　時代や社会情勢の変化に即したものとなっているか

### ⑶　検証の方法

今回の検証は、議会、行政が自己検証した結果及び市民の理解度を把握するために実施した市民アンケートの結果に基づき、検証の視点から各委員が意見を述べる形式により実施しました。

検証の方法としては、「市民」、「行政」、「議会」と検証内容を大分類することにより、それぞれの立場や役割を明確化しました。

２　取組事項の検討内容（行政のあり方）

行政が自己検証した結果を基に第２回会議において、行政のあり方について検証を行いました。

～自治基本条例　抜粋～

**第４章　行政**

**（行政の責務）**

第８条　行政は、市民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。

２　行政は、市民の意向を的確に把握し、市民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。

３　行政は、透明で開かれた市民主体の行政運営に努めるものとする。

**（市長の責務）**

第９条　市長は、市政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を市民に公表するよう努めるものとする。

２　市長は、白岡市の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。

３　市長は、中長期的な展望に立ち、限りある財源を効率的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。

**（職員の責務）**

第１０条　職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが市民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

**（行政組織）**

第１１条　行政は、その補助組織を、市民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。

### ⑴　第２回「参画と協働のまちづくり審議会」で出された意見

○　前回の検証時と比較して、参画と協働のまちづくりの理念は、浸透しており、着実に参画と協働は進んでいる。

○　行政の基本は法令遵守だが、緩くなっている部分がある。行政の仕事は市民目線からは分かりにくく、チェックが入りずらい。自らを律する意識が必要である。

○　組織改革の場合だけでなく、通常の人事異動であってもサイクルが短く、組織の中が変わっていくため、市民が不満を抱くことがある。

○　行政と市民が、問題意識を共有すべきである。

○　市民協働という概念が生まれる前から実施している事業や市民活動があり、その事業や活動に市民協働という言葉が後付された。

○　市の人事異動で担当者が変わると引継ぎがされていなく再び説明をしなければならないことが多々ある。

○　行政手続条例により行政の透明性が確保された。

○　行政区や地域の団体に自主的に防災、減災をするための組織作りの支援を積極的に行ってみるべきである。

○　地域に自主防災組織があるが、有事の際にはその規模によりバラバラになり機能しなくなる恐れがある。

　地域の人が防災士の資格を取得するための助成をするなどの支援をしてみては。

○　地域の実情により防災に対する考え方や取組が異なる。

○　行政区を通じて様々なお願いをすることがあるが、一般市民に直接働きかけを行うようなことも必要である。

○　市民参画や市民協働を進めるためには、行政や地域活動に対する市民の関心を高めさせる働きかけが必要である。

○　コミュニティセンターを市民活動センターとして位置づける。

○　行政内部の職員研修を実施したことは、参画と協働を進める上で効果があったと言える。

○　市民が協働の意識をどの程度持っているかは、行政の能力のバロメーターである。アンケート結果では、約半数が無関心との回答であり、現実である。

○　市民協働への関心を高めることは一朝一夕にはいかない。

○　地域の集会所は身近なコミュニティの場であるが、活動の場として気軽に使うことはできない。

　コミュニティセンターに市民活動の拠点としての機能を担ってもらうべきである。

○　市民協働に対する職員の認識を高めるための研修は、今後も続けるべきである。

　研修により窓口対応がよくなっているとの評価が出ている。

○　情報提供の方法やあり方については、常に考えていなければならない。

○　学校応援団などの活動をしていて、学校の求めがないと動きづらい。

### ⑵　「行政」に係る自治のあり方について（検証結果）

「自治のあり方」の検証に関する取組指針では、行政に関する全般的な方向性として、「市民ニーズの的確な把握」と定めています。

また、職員として、「市民としての視点を持ち政策課題の解決に力を発揮すること」、行政組織としては、「市民目線で分かりやすい組織とし、社会情勢に応じて迅速な見直しに努めます。」と定めています。

このような取組指針を受け、行政が行った自己検証の結果を元に検証作業を実施しました。

行政全般としては、前回の検証時に比べて参画や協働に関する事業が大幅に増加し、行政の組織や職員に協働のまちづくりの理念が浸透してきている結果と見ることができます。

しかし、行政に対する市民の関心は未だ低く、参画と協働のまちづくりの推進を図るため、行政による市民協働の働きかけは不可欠です。

今後は、身近な市民協働の機会である市民活動がより活発に行えるよう、具体的な取組が必要です。

SHIRA♡KA